

破産手続及び民事再生手続の費用について

		申立手数料	予納金	予納郵便切手 ※
破産	同時廃止	1,500円 (免責申立手数料を含む)	11,859円	84円×債権者数
	管財(個人)	1,500円 (免責申立手数料を含む)	申立後連絡	84円×(債権者数+公租公課庁数+債務者数+郵便囑託数)
	管財(法人)	1,000円		84円×(債権者数+公租公課庁数+労働者数+債務者数+予備20~30)、10円×5枚
	債権者申立	20,000円		管財(個人・法人)と同じ
再生	個人再生	10,000円	申立時 13,744円 または213,744円 (個人再生委員が選任される場合)	94円×債権者数
	通常再生	10,000円	申立後連絡	84円×20枚、10円×10枚のほか申立後連絡

※決定書等につき郵送希望の場合及び本人申立(司法書士関与を含む)の場合は、以下の郵券を追加してください。

【申立時に即日予納金を納付する場合】84円×2枚(破産)、84円×2枚+140円×1枚(再生)

【保管金提出書等を郵送希望する場合】84円×3枚(破産)、84円×3枚+140円×1枚(再生)

札幌地方裁判所民事第4部
破産再生係